

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

香川県知事 殿



提出者

住 所 香川県高松市幸町1-1

氏 名 国立大学法人香川大学 学長 上田 夏生
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-891-2477

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立大学法人 香川大学 医学部
事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1
計画期間	令和7年度
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大学[O 8161]— 病院[P 8311]
②事業の規模	学校：講座等の数88(11大講座53単位と24講座) 病院：診療科の数34、ベッド数613床
③従業員数	学生1,267名 職員等1,942名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生現場にて分別(鋭利な物は金属缶に入れ、その後ドラム缶に密封、また大型の廃棄物に関しては専用の大型缶にて密封、プラスチック類はビニール袋に入れ専用ダンボールに入れて密封)→収集運搬業者に委託して廃棄物倉庫に保管する→処理は運搬も含め全て業者に委託している

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
<p>(管理体制図)</p>							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	<p>【前年度（令和6年度）実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>感染性廃プラ・ 金属ガラスくず類</th> <th>引火性廃油等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>418.8 t</td> <td>3.3 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の分別を適正に行う。 ・ 委託業者変更に伴い管理単位を梱包箱に変更。(2025/10～)</p>	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃プラ・ 金属ガラスくず類	引火性廃油等	排出量	418.8 t	3.3 t
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃プラ・ 金属ガラスくず類	引火性廃油等				
	排出量	418.8 t	3.3 t				
	② 計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>感染性廃プラ・ 金属ガラスくず類</th> <th>引火性廃油等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>418.8 t</td> <td>3.3 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組) ・ 廃棄物の分別をより適正に行い排出量の抑制に努める。</p>	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃プラ・ 金属ガラスくず類	引火性廃油等	排出量	418.8 t
特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃プラ・ 金属ガラスくず類	引火性廃油等				
排出量		418.8 t	3.3 t				
<p>特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</p>							
① 現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃プラスチック ・ 感染性廃金属くず・ガラスくず ・ 引火性廃油・廃酸・廃アルカリ・廃水銀等 						
② 計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>現状と同様の分別内容で実施継続する。</p>						

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃プラ・ 金属ガラスくず類	引火性廃油等
	全処理委託量	418.8 t	3.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	418.8 t	3.3 t
	再生利用業者への 処理委託量	51.1 t	0.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・可燃性医療廃棄物を感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分別管理 処分方法は全て感染性廃棄物としている。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃プラ・ 金属ガラスくず類	引火性廃油等
	全処理委託量	418.8 t	3.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	418.8 t	3.3 t
	再生利用業者への 処理委託量	51.1 t	0.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物の排出量削減に向けて可燃性医療廃棄物の内非感染性廃棄物の処分方法を検討する。 		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	422.1 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェスト登録等状況報告書の閲覧が可能となった事によって重量換算係数による計算報告値と計量による報告値の差異が確認可能となった。 		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。